

制定 平成 29 年 2 月 28 日国空総第 1396 号、国空機第 8863 号
一部改正 令和 4 年 4 月 1 日（国空機第 1190 号）

国土交通省航空局長

登録航空機に対する打刻業務の取扱について

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 航空法（昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。）第 8 条の 3 第 1 項において、国土交通大臣は、飛行機又は回転翼航空機について新規登録をしたときは、遅滞なく、当該航空機に登録記号を表示する打刻をしなければならないとされている。この要領は、当該規定に基づき実施する登録航空機への打刻の手続等を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 新規登録日 法第 5 条に定める新規登録（法第 8 条に定めるまつ消登録をした後、再びする新規登録を含む。）の日をいう。
- 二 指定期日 法第 8 条の 3 第 2 項に定める国土交通大臣の指定する期日をいう。
- 三 認定事業場 法第 20 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の能力について同項の認定を受けた事業場をいう。
- 四 本邦航空運送事業者 法第 100 条第 1 項の許可を受けた者をいう。
- 五 航空機使用事業者 法第 123 条第 1 項の許可を受けた者をいう。
- 六 執務日 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成 6 年法律第 33 号）第 6 条第 1 項の週休日及び同法第 14 条の休日以外の日をいう。

第 2 章 登録記号の打刻等の手続

（期日の指定）

第 3 条 指定期日は、新規登録日から起算して三箇月を経過する日とし、当該日が執務日でない場合は、次の執務日とする。

- 2 航空機登録担当官は、新規登録申請書を受理したときに前項の期日を指定し、当該航空機の所有者に対して通知するものとする。

(登録記号の打刻等の実施)

第4条 航空機検査官は、前条第2項の通知を受けた所有者の依頼を受け、指定期日までに当該航空機の機体に登録記号を打刻するものとする。

2 前項の打刻は、所有者等がした打刻の航空機検査官による確認に代えることができる。

3 第1項の打刻及び前項の打刻の確認(以下「打刻等」という。)は、原則として別紙1に掲げるいずれかの空港で行う。

4 打刻等をした場合、航空機検査官は速やかに航空機登録担当官あて別紙様式により航空機打刻報告書(以下「報告書」という。)を提出するものとする。

5 報告書の提出を受けた場合、航空機登録担当官は報告書の記載事項が航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号。以下「規則」という。)第11条の規定を満たしていることを確認するものとする。

(認定事業場がする登録記号の打刻等の手続)

第5条 当該航空機の所有者の希望により、前条第1項、第2項及び第4項の手続は、認定事業場が行うことができる。

(本邦航空運送事業者又は航空機使用事業者がする登録記号の打刻等の手続)

第6条 本邦航空運送事業者又は航空機使用事業者が当該事業の用に供する航空機(当該事業の用に供する予定の航空機も含む。)にあつては、第4条第1項、第2項及び4項の手続は、当該事業者が行うことができる。

(期日の再指定)

第7条 航空機登録担当官は、当該航空機の所有者から、やむを得ない理由により指定期日までに打刻等ができない旨の届出があつた場合には、当該届出の日から三箇月を経過しない範囲において、指定期日の再指定をし、当該航空機の所有者に対して通知するものとする。

(指定期日までに報告書の提出がない場合の手続)

第8条 指定期日までに報告書の提出がない場合、航空機登録担当官は、当該航空機の所有者に対し、第4条、第5条又は第6条の打刻等を行うよう書面により指導するものとする。

2 前項の書面を発出した日から起算して三箇月を経過する日までに報告書の提出がない場合、航空機登録担当官は、当該航空機の所有者に対し、第4条、第5条又は第6条の打刻等を行うよう書面により通知するものとし、以後、報告書の提出があるまで、上記の期間経過のたび通知を繰り返すものとする。

(更新に係る耐空証明申請時までに報告書の提出がない場合)

第9条 航空機登録担当官は、報告書の提出がない航空機の更新に係る耐空証明申請があった場合には、当該航空機の所有者に対し、速やかに第4条、第5条又は第6条の打刻等を行うよう指導するものとする。

2 前項の指導は、航空機検査官を通じて耐空証明申請者に対し、書面を交付することにより行うものとする。

第3章 雑則

(管轄)

第10条 第4条及び第9条第2項の事務は、当該航空機の所在地を管轄区域とする地方航空局の航空機検査官が行うものとする。

(細則)

第11条 本要領の施行に関し必要な事項及び規則第11条に規定する登録記号の打刻の位置及び方法の詳細は、別に定める。

附則

(施行期日)

第1条 この要領は、平成29年3月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 本要領の施行前に新規登録をした航空機のうち、打刻を実施していないものについては、本要領の施行期日を指定期日とみなして、第8条の規定を適用する。

(廃止)

第3条 登録航空機に対する打刻業務の取扱について(平成9年8月25日付空総第177号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

第1条 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別紙 1

| |
|--------|
| 成田国際空港 |
|--------|

| |
|--------|
| 東京国際空港 |
|--------|

| |
|-----------|
| 愛知県名古屋飛行場 |
|-----------|

(別紙様式1)

《記載例：航空機検査官が実施又は確認した場合》

平成〇〇年〇〇月〇〇日

国土交通省航空局

総務課 航空機登録担当官 殿

(実施者又は確認者)
航空機検査官 (〇〇駐在)
〇〇 〇〇

航 空 機 打 刻 報 告 書

航空法第8条の3に基づき、登録航空機への打刻を(実施・確認)したので、「登録航空機に対する打刻業務の取扱について(平成〇〇年〇〇月〇〇日国空総第〇〇号、国空機第〇〇号)」に基づき以下のとおり報告します。

| | | |
|---------------|-----------|-------------|
| 1. 国籍記号及び登録記号 | JA〇〇〇〇 | |
| 2. 航空機型式 | 〇〇式 〇〇型 | |
| 3. 製造番号 | 2 3 4 5 | |
| 4. 所有者氏名又は名称 | 〇〇株式会社 | |
| 5. 打刻実施日又は確認日 | 実施日 | 平成〇〇年〇〇月〇〇日 |
| | 確認日 | 平成〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 6. 打刻位置 | □□□部 フレーム | |

添附書類：① 写真(遠景・接写)、② 打刻位置の概略図

(別紙様式2)

《記載例：認定事業場が実施又は確認した場合》

平成〇〇年〇〇月〇〇日

国土交通省航空局

総務課 航空機登録担当官 殿

(実施者又は確認者)

(製造・整備) 検査認定事業場

〇〇株式会社 整備部

〇〇 〇〇

航 空 機 打 刻 報 告 書

航空法第8条の3に基づき、登録航空機への打刻を（実施・確認）したので、「登録航空機に対する打刻業務の取扱について（平成〇〇年〇〇月〇〇日国空総第〇〇号、国空機第〇〇号）」に基づき以下のとおり報告します。

| | |
|---------------|-----------------|
| 1. 国籍記号及び登録記号 | J A〇〇〇〇 |
| 2. 航空機型式 | 〇〇式 〇〇型 |
| 3. 製造番号 | 2 3 4 5 |
| 4. 所有者氏名又は名称 | 〇〇株式会社 |
| 5. 打刻実施日又は確認日 | 実施日 平成〇〇年〇〇月〇〇日 |
| | 確認日 平成〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 6. 打刻位置 | □□□部 フレーム |

添附書類：① 写真（遠景・接写）、② 打刻位置の概略図

(別紙様式3)

《記載例：本邦航空運送事業者が実施又は確認した場合》

平成〇〇年〇〇月〇〇日

国土交通省航空局

総務課 航空機登録担当官 殿

(実施者又は確認者)

本邦航空運送事業者

〇〇株式会社 整備部

〇〇 〇〇

航 空 機 打 刻 報 告 書

航空法第8条の3に基づき、登録航空機への打刻を（実施・確認）したので、「登録航空機に対する打刻業務の取扱について（平成〇〇年〇〇月〇〇日国空総第〇〇号、国空機第〇〇号）」に基づき以下のとおり報告します。

| | | |
|---------------|-----------|-------------|
| 1. 国籍記号及び登録記号 | J A〇〇〇〇 | |
| 2. 航空機型式 | 〇〇式 〇〇型 | |
| 3. 製造番号 | 2 3 4 5 | |
| 4. 所有者氏名又は名称 | 〇〇株式会社 | |
| 5. 打刻実施日又は確認日 | 実施日 | 平成〇〇年〇〇月〇〇日 |
| | 確認日 | 平成〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 6. 打刻位置 | □□□部 フレーム | |

添附書類：① 写真（遠景・接写）、② 打刻位置の概略図

(別紙様式4)

《記載例：航空機使用事業者が実施又は確認した場合》

平成〇〇年〇〇月〇〇日

国土交通省航空局

総務課 航空機登録担当官 殿

(実施者又は確認者)

航空機使用事業者

〇〇株式会社 整備部

〇〇 〇〇

航 空 機 打 刻 報 告 書

航空法第8条の3に基づき、登録航空機への打刻を（実施・確認）したので、「登録航空機に対する打刻業務の取扱について（平成〇〇年〇〇月〇〇日国空総第〇〇号、国空機第〇〇号）」に基づき以下のとおり報告します。

| | |
|---------------|-----------------|
| 1. 国籍記号及び登録記号 | J A〇〇〇〇 |
| 2. 航空機型式 | 〇〇式 〇〇型 |
| 3. 製造番号 | 2 3 4 5 |
| 4. 所有者氏名又は名称 | 〇〇株式会社 |
| 5. 打刻実施日又は確認日 | 実施日 平成〇〇年〇〇月〇〇日 |
| | 確認日 平成〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 6. 打刻位置 | □□□部 フレーム |

添附書類：① 写真（遠景・接写）、② 打刻位置の概略図